

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

スポーツ庁

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で**厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形の地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上**。
- スポーツは、**自発的な参画**を通して「**楽しさ**」「**喜び**」を感じることに本質。**自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における**スポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**にも着実に取り組む
- 地域の**スポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要【各論】



スポーツ庁

○地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、実施主体として多様なスポーツ団体等（総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学等）を想定しながら対応。学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定。
活動内容	特定の運動種目に専念する活動だけでなく、休日等におけるスポーツ体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション活動、複数の運動種目を体験できる活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設の他、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

[具体的課題への対応]

現状と課題		求められる対応
スポーツ団体等の整備充実（第3章）	どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 ○ 中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ（toto）助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。
スポーツ指導者の質・量の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進。JSPOは、競技団体等が主催する大会において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者の派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。
スポーツ施設の確保方策（第5章）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等が有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される。 ・スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校体育施設の活用を促進するため、地方公共団体やスポーツ団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 ○ 施設利用の促進・学校の負担軽減のため、放課後や休日の学校体育施設の管理を、指定管理者制度を活用するなどしてスポーツ団体等に委託。

現状と課題		求められる対応
大会の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある。 ・中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒や複数の運動種目を経験できる活動に参加している生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国からスポーツ団体等に対し、全国大会の開催回数の精選を要請。スポーツボランティアの活用。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭へのスポーツに係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、JSPOや各競技団体を通じて、地域のスポーツ団体等に対して、指導者や会員の保険加入を強く促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第9章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知・学習指導要領総則解説編に明記。次期改訂時（注：今回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われるスポーツ団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における運動部活動の見直し（第10章）

運動部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の運動部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、複数の活動を経験できる活動日数や時間、指導体制の見直し、地域スポーツ団体等との連携・協働）

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要



※公立中学校等における文化部活動を対象

文化庁

文化部活動の
意義と課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの
対応

- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形で地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組とする**」旨指摘

目指す
姿勢

- 少子化の中でも、**将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保**。このことは、**学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上**。
- 文化芸術は、**豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む**等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには**地域社会を豊かにすることにつながる**。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保**。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の
方向性

- まずは、**休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする**
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む**
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への
対応

新たな文化芸術環境	・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
文化芸術団体等、指導者	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	会費や保険	・困窮する家庭への費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
活動場所	・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策定 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）の概要【各論】



○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、 文化芸術団体等 （地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設 の他、地域の 社会教育施設、文化施設等 も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

[具体的課題への対応]

現状と課題		求められる対応
文化芸術団体等の整備充実 指導者の質・量の確保方策 (第3章)	・どの地域においても、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実が必要だが、地域文化芸術団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 ・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 ・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を強く希望する者もいる。	○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について 先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 。 ○ 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化庁活動の地域移行に向けた事業の充実を含む 必要な予算の確保 を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 ○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進 。 ○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策 の検討。 ○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は 許可の対象となり得る例を周知 するとともに、教育委員会は 兼職兼業の運用に係る考え方等を整理 。
活動場所の確保方策 (第4章)	・学校の音楽室などとともに、社会教育施設、文化施設等の活用も考えられる。 ・文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。	○ 学校施設の活用 を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、 利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整 を行う。 ○ 社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の 利用の促進。

現状と課題		求められる対応
大会の在り方 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。 ・一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等を招いている。 ・休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度以降は、国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 ○ 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 ○ 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、全国大会の在り方の見直しを要請。 ○ 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 ・経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等の支援。 ○ 例えば、地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 ○ スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で文化部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域で文化活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 ○ 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 ○ 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革**が求められる。
 （誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働）

伊勢市の休日部活動地域移行に向けての取組

【目指す姿】

- ・子どもたちが自主的・主体的な参加によるスポーツ活動や文化芸術活動に楽しく取り組める機会を確保。
- ・スポーツや文化芸術に親しむ環境を整備し、継続的に体験できる環境。
- ・学校の働き方改革を推進し、教育活動の質も向上。

【伊勢市の取組】

(1) 令和4年度

- ① 伊勢市部活動あり方準備委員会を5回開催(7/1 8/5 8/24 10/5 11/18)
- ② 9月に現段階における教員の意向を把握するため、無記名による休日部活動に参加してもらえるかの簡単なアンケートを実施。
- ③ 12月に検討委員会につながる情報交換会を開き、方針を固める予定。
- ④ 今年度中に中体連専門部長会での説明、児童生徒へのアンケートに実施予定。

(2) 令和5年度以降

- ① 学識経験者や教育長らが委員となって構成される検討委員会を4月に立ち上げ、方針を決定する。
- ② 現段階として令和5年度については、全ての中学校の部活動において平日は学校部活動として、休日は可能なところから地域部活動として取組を実施予定。
- ③ 運動部に限らず、文化部に関しても同様に進める。
- ④ 地域部活動とは、具体的には拠点校方式で実施し、休日に部活動指導を希望する教員が特勤手当をもらいながら、所属学校以外の生徒も一緒に地域の指導者とともに指導を行う予定。
- ⑤ 生徒は平日と休日を分けて部活動に登録する。
- ⑥ 教員に対して意向調査を行い、種目や活動場所等具体的に拠点校を決定し、令和5年9月より休日の部活動として、教員が指導者の主体となり、活動していく。
- ⑦ 令和7年度までは段階的に地域の総合型スポーツクラブやクラブチームなどに移行していく。令和8年度以降は、教員も休日の指導に携わりたい場合は兼業兼務の手続きを行う。

(3) その他

平日の部活動地域移行に関しては、国の提言やガイドラインが出された段階で検討する。

※休日の部活動地域移行を段階的に進め、令和8年度を目途に地域移行の完了を目指します。

令和8年度休日部活動の地域移行に向けて(令和5～8年度)伊勢市のスケジュール(案)

	受け皿	生徒	指導者	施設,費用
令和5年度	①地域部活動(拠点校方式) ・休日に部活動指導を希望する教員が、所属学校以外の生徒も一緒に指導する。 ・種目によって拠点校数は異なる。 ②クラブチーム ③総合型地域スポーツクラブ(8) ④スポーツ少年団(40) ⑤その他の教室等団体	休日①～⑤に登録 ・登録しなくてもよい ・平日の種目以外に登録してもよい。 ・種目は同じでも平日とは違う場所で活動してもよい。 ※平日は学校の部活動に登録	①拠点校で活動を希望する教員等(活動は部活動として) ②クラブチームを立ち上げる教員等(活動は兼職兼務)またはクラブチームのコーチ ※教員等とは、教職員、部活動指導員、地域の協力者 ③総合型の指導員 ④スポーツ少年団コーチ ⑤その他の教室等団体の指導者	①伊勢市内中学校グラウンド、体育館、教室等 生徒自己負担(施設代、用具代、消耗品費) ②③④⑤はそれぞれの活動場所でそれぞれの会費
令和6年度	令和5年度と同様 ※国や県の指針や提言の変更に对应していく。	令和5年度と同様 ※国や県の指針や提言の変更に对应していく。	令和5年度と同様 ※国や県の指針や提言の変更に对应していく。	令和5年度と同様 ※国や県の指針や提言の変更に对应していく。
令和7年度	令和6年度と同様ではあるが、地域部活動は、総合型かクラブチームに移行する予定のチームが望ましい。	令和6年度と同様 ※国や県の指針や提言の変更に对应していく。	①拠点校で活動しており、 <u>令和8年度から地域移行しても指導を続けていく教員等</u> (活動は部活動として) ※教員等とは、教職員、部活動指導員、地域の協力者	
令和8年度	①地域移行により地域部活動は無し ※クラブチームや総合型等に移行 ②クラブチーム ③総合型スポーツクラブ(8) ④スポーツ少年団(40) ⑤その他の教室等団体	①移行した団体で活動 ②クラブチーム ③総合型スポーツクラブ ④スポーツ少年団 ⑤その他の教室等団体 ⑥休日は活動しない ※平日は学校の部活動に登録	①② クラブチームの指導者としての教員等 (活動は兼職兼務) ※教員等とは、教職員、地域の協力者 ●部活動指導員はなくなる可能性あり	①伊勢市内中学校グラウンド、体育館、教室等 生徒自己負担(報償費、施設代、用具代、消耗品費) ②③④⑤はそれぞれの活動場所でそれぞれの会費

県内29市町における運動部活動の地域移行の進捗状況(令和4年10月現在)

	市町名	①		③ モデル事業の 実施	④ 令和4年度 (現状)	⑤ 令和5年度 (予定)	⑥ 受け皿	⑦ 指導者	中学校 数	部活 動数	R5移行予定		⑧ 課題	備考
		協議会等の設置	構成メンバー								中学校 数	部活 動数		
1	桑名市	【準備委員会】 部活動あり方検 討準備委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校校長会代 表2名(中体連担 当、文化部活動担 当) ・教職員代表 ・スポーツ協会代 表 ・少年団代表 ・教育委員会 ・生涯スポーツ課 		<ul style="list-style-type: none"> ・部活動検討準備委員会を4回実施し、来年度検討委員会の立ち上げに向け、メンバーの選定、地域移行の受け皿となりうる人材、団体などの把握と検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動検討委員会を実施し、市内中学校の部活動の状況を把握し、学校や種目に応じた地域人材の確保や地域移行に向け、協議していく。 ・部活動指導員を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポ少 ・民間クラブ ・総合型 		9	121	9	9	受け皿の 確保、予算	
2	木曾岬町	【準備委員会】 管理職会議 設置済	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長 ・校長 ・教頭 ・事務局員 		<ul style="list-style-type: none"> ・きそさきAZクラブと地域移行について検討。 ・木曾岬中学校の部活動の精選を検討(6部⇒4部:野球、男子卓球、女子バレー、女子テニス) ・柔道部の地域移行を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・きそさきAZクラブへの地域移行を予定。(4部:野球、男子卓球、女子バレー、女子テニス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型 		1	6	1	4	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の確保 ・生徒の動向 	受益者負担が部活動によって違うことが課題であり、一斉に地域移行することは困難。保護者への周知が必要。
3	いなべ市	【準備委員会】 いなべ市中学校 部活動在り方検 討委員会 8月に設置済	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会代表 ・文化協会代表 ・校長 ・部活動担当者 ・大学教授 ・事務局員 		<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行に係る提言を各校に配布。 ・県が実施を予定しているアンケートを活用予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組は未定。 ・検討委員会で決定予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会 ・文化協会 	教員	4	45			指導者の 確保	部活動の地域移行を進めるためには、現場の声を拾い集めることが重要。
4	東員町	【準備委員会】 名称未定 令和4年度内に 設置予定	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会代表 ・文化協会代表 ・総合型地域ス ポーツクラブ代表 ・事務局 		協議会の設置を検討。	協議会で決定予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイティン ・文化協会 		2	18			費用負担	

県内29市町における運動部活動の地域移行の進捗状況(令和4年10月現在)

	市町名	①		③ モデル事業の 実施	④ 令和4年度 (現状)	⑤ 令和5年度 (予定)	⑥ 受け皿	⑦ 指導者	中学校 校数	部活 動数	R5移行予定		⑧ 課題	備考
		協議会等の設置	構成メンバー								中学校 校数	部活 動数		
5	四日市市	【協議会】 四日市市部活動 在り方検討会 令和2年に設置 済		市単独で実施	・新潟県長岡市を視察。 ・楠スポーツクラブと楠中4部から始 め、今後は運動部の全てと美術部 (文化部)1部を移行。 ・剣道連盟が指導者を派遣し、剣道 部で拠点型をモデル的に実施。	・部活動指導員を全ての 学校に配置。 ・拠点型を月1回から2回 実施。 ・受け皿は各種競技団体 等	・スポーツ協会 ・総合型		22	205	22	22	・地域移行 にむけた 枠組み作り、 ・費用負担 ・活動場所 ・人材確保 ・スポーツ 課との連 携	県からの方向 性が示されな い中、本市独 自で進められ ないため、周 知できておら ず、教員、生 徒、保護者へ の部活動地域 移行の情報提 供ができてい ない。
21 6	菰野町	【協議会】 検討会議 設置済	・総合型代表 ・事務局	国の事業を活 用して実施	・モデル校(元気アップ菰野)での取 組を実施。 ・元気アップ菰野以外の受け皿も検 討。	・八風中学校の部活動を 元気アップ菰野への移行 を検討。 ・菰野中学校の部活動を 移行。	・総合型 ・スポーツ協会 ・文化協会	・総合型の指導 者 ・スポーツ協会の 指導者 ・文化協会の指 導者	2	28	2	28	・受け皿の 確保 ・費用負担	・人材不足の ため、県から照 会してほしい。 ・令和4年度の 費用負担は、 生徒の保険で 検討。
7	朝日町	【準備委員会】 部活動地域移行 検討会 9月に設置予定	・体育協会代表 ・スポ少代表 ・総合型代表 ・教頭代表 ・事務局		・9月の会議及び県の推進計画を 待ってから計画を策定。 ・児童生徒・保護者対象のアンケ ートを実施(県のアンケートに合わせ て)	検討会議で審議予定。	・民間クラブ ・スポ少		1	7			受け皿の 確保	
8	川越町	【準備委員会】 検討委員会準備 委員会 7月に設置済	・中学校校長 ・スポ少代表 ・事務局		・スポーツ少年団の代表者の集まり で協力を依頼。 ・陸上競技は少年団への移行。	・推進計画の策定。 ・バドミントン部に少年団 の指導者を派遣予定。	・スポ少 ・民間クラブ ・川越FAGク ラブ(総合 型)	退職教員	1	10	1	1	指導者確 保	教員の適正な 配置の観点か ら陸上部を無 くす予定。川 越陸上少年団 の指導者が指 導し、中学校 を練習場とす る。その次は バドミント ンを少年団に 移行する予 定。

県内29市町における運動部活動の地域移行の進捗状況(令和4年10月現在)

	市町名	①		③ モデル事業の 実施	④ 令和4年度 (現状)	⑤ 令和5年度 (予定)	⑥ 受け皿	⑦ 指導者	中学 校数	部活 動数	R5移行予定		⑧ 課題	備考
		協議会等の設置	構成メンバー								中学 校数	部活 動数		
9	鈴鹿市	【準備委員会】 部活動の在り方 意見交換会 7月に設置済			・あり方意見交換会(第1回:7/28) の定期的な開催。(最低3回) ・生徒、保護者のニーズや教師の意 向を県のアンケートで把握。 ・受け皿として協力可能な団体の意 向調査を実施。 ・中体連の理事会で提言の周知。	・協議会を設置予定 ※運営団体	・スポーツクラブ ・パイオレットア リス ・競技団体 ・民間企業	・部活動指導員 ・教員 ・企業の指導者 ・クラブチームの指 導者	10	122			・認識不足 ・受け皿の 確保 ・部活動数 の適正化 ・費用負担	・県として地域 移行のパター ンを示す等、方 向性を示して 欲しい。 ・コーディネー ターを市長部 局において欲 しい。 小学校教員へ 兼業のアン ケートを実施し て欲しい。
10	亀山市	【準備委員会】 名称なし 9月に設置済	・校長		・3中学校の校長への意見交換。 ・各専門部の部長の意見聴取。		・わくわくク ラブ	部活動指導員	3	34			受け皿の 確保	
22 11	津市	【準備委員会】 津市部活動のあ り方に関する打 ち合わせ会 8月に設置済	・中体連代表 ・有識者 ・事務局		・準備委員会を実施。(3~4回)。 ・津市独自のアンケート調査を実施 予定。	協議会を設置予定。			21	171			・大会参加 ・指導者の 確保 ・受け皿の 確保 ・スポーツ 課との連 携	
12	松阪市	【準備委員会】 未設置 設置時期未定			市としての動きを一時的に停止。 ・各校に担当者を配置。(2名) ・校長会で説明した内容を各校の教 員に周知。 ・受け皿は各校区の保護者や地域 の人材を予定。	受け皿として、コミュニ ティースクール(飯高中) で地域の人を交えて協議 を予定。 各中学校区での地域移 行、各種目、拠点校など 学校の実態に応じて、 様々な形式を検討。	・スポーツ協会 ・コミュニティー スクール	教職員	11	111			地域移行 の進捗状 況	
13	多気町	【準備委員会】 名称未定 本年度中に設置 予定			10月に検討会議を実施予定 参加者:教委事務局(学校教育担 当・スポーツ担当)、各学校の代表、 スポーツ協会		・スポーツ協会		2	19			事務局の 人材不足	
14	明和町	【準備委員会】 名称未定 設置時期未定			協議会の設置を検討。 中学校の現状確認、情報共有 体育協会やスポーツ少年団等、受 け皿となり得る団体との協議。	協議会を設置。	・スポ少 ・スポーツ協会		1	15			費用負担	

県内29市町における運動部活動の地域移行の進捗状況(令和4年10月現在)

	市町名	①		③ モデル事業の 実施	④ 令和4年度 (現状)	⑤ 令和5年度 (予定)	⑥ 受け皿	⑦ 指導者	中学 校数	部活 動数	R5移行予定		⑧ 課題	備考
		協議会等の設置	構成メンバー								中学校数	部活動数		
15	大台町	【準備委員会】 名称未定 今年度内に設置 予定		国の事業を活用して実施	協議会を設置。				2	13				
16	伊勢市	【協議会】 伊勢市部活動あり 方検討委員会 今年度中に設置 予定	・教育長 ・教育部長 ・校長会会長 ・中体連会長 ・学識経験者 ・文化芸術担当 校長 ・組合関係者 ・PTA関係者 ・スポーツ協会代表 ・総合型代表 ・スポ少代表		・準備委員会を7月より3回実施 ・9月に教員を対象としたアンケート を実施。 ・今年度中に具体的な調査を実施。	令和5年度以降については、全ての学校・部活動(文化部を含む)において平日は学校部活動として、休日は可能なところから地域部活動として取組を実施予定。具体的には、拠点校方式で実施し、教員が特勤手当をもらいながら、地域の指導者とともに指導を行う予定。9月からの実施を考えている。	・総合型 ・スポ少	・教員 ・総合型の指導者 ・スポ少ムの指導者	10	89	10	82	指導者の確保	
17	玉城町	【準備委員会】 未設置 令和4年度設置 予定	・事務局 ・受け皿の団体		・現在、野球やバレーボールは保護者が立ち上げたクラブチーム、バドミントンや剣道はスポーツ少年団にて休日活動を実施。 ・10月に事務局と受け皿の団体で話し合いの場を設ける		・クラブチーム ・スポ少	・クラブチームの指導者 ・スポ少の指導者	1	8	1	5	指導者の確保	
18	南伊勢町	【準備委員会】 未設置 設置時期未定			8月に教育委員会と学校で現状確認。		・スポ少	・スポ少の指導者	2	15			受け皿の確保	
19	大紀町	【準備委員会】 設置予定 設置時期未定	【調整中】 ・教育長 ・学校長 ・事務局		令和4年9月より、剣道、バレーボール、卓球はスポーツ少年団への移行を検討。	・生徒・保護者に周知 ・10月から、月に1回地域移行(5名の指導で検討)	・スポ少 ・スポーツ協会		2	11	2	3	費用負担	
20	度会町	【準備委員会】 設置予定 令和4年度内			・9月に教員へヒアリングを実施。これを受けて学校長と話し合いを実施。 ・年度内に準備委員会の設置を検討。		・総合型 ・スポーツ協会 ・スポ少		1	7			・受け皿の確保 ・指導者の確保	

県内29市町における運動部活動の地域移行の進捗状況(令和4年10月現在)

	市町名	①		③ モデル事業の 実施	④ 令和4年度 (現状)	⑤ 令和5年度 (予定)	⑥ 受け皿	⑦ 指導者	中学校 校数	部活 動数	R5移行予定		⑧ 課題	備考
		協議会等の設置	構成メンバー								中学校 校数	部活 動数		
21	鳥羽市	【準備委員会】 鳥羽市部活動検 討委員会 10月に設置予 定	・教育長 ・校長 ・教諭代表 ・PTA代表 ・スポ少代表 ・総合型代表 ・事務局 ・学校教育課		・総合型地域スポーツクラブ、ス ポーツ少年団、スポーツ協会に対 し、地域クラブとしての受け入れ るかの調査を実施。 ・教員を対象としたアンケートを 実施。 ・今後はより詳細な調査を行い、 地域部活動の指導を希望する 教員の把握に努める予定。	具体的な取組は未定であ り、検討委員会で決定し ていく。	・総合型 ・スポ少 ・スポーツ協会	総合型、スポ 少、スポーツ協 会の指導者	4	25			・指導者の 確保、謝金 ・ケガの対 応、保険 ・保護者の 費用負担	
22	志摩市	【準備委員会】 名称なし 設置済	・総合型代表 ・中体連代表 ・事務局		・令和5年度に市内の3つの中 学校のサッカー部をCLUB SHIMA (総合型地域スポーツクラブ)へ の移行に向け、総合型地域ス ポーツクラブの関係者、教員を 対象としたアンケートを実施。 ・9月下旬の校長を対象とし たアンケート、10月の保護者 を対象としてアンケートを 経て、12月に調査を実施。	・令和6年度に陸上競技 部とバレーボール部、令 和7年度に野球を含むそ の他の競技の地域移行を 考えているが、具体的な 実施校数や実施部活動 数は未定である。	・総合型	・総合型の指導 者 ・スポーツクラブの 関係者 ・教員	6	37	3	3	生徒送迎 に係る費 用負担	令和6年度は 陸上部とバ レーボール部、 令和7年度は 野球を含む他 の競技の地域 移行を考 えているが、 実施校数や 実施部活動 数は現時 点では未定。
23	伊賀市	【準備委員会】 名称未定 10月に設置予 定	【調整中】 ・スポーツ協会代表 ・総合型地域ス ポーツクラブ代 表 ・スポーツ少年 団代表 ・事務局	国の事業を 活用して実施	・モデル校(陸上・バレーボ ールスポーツ団 体)での取組を 実施。10月に 準備委員会を 設置し、地域 移行について 検討していく。 ・校長会で情 報を共有。教 職員を含めた 学校の意向を 調査中。	・モデル校以外 の地域移行 可能なところ で移行でき るよう検討 する。 ・具体的な内 容は、準備 委員会(協 議会?)で 検討して いく。	・総合型 ・スポ少 ・スポーツ協 会	・競技団 体 ・教員	10	68	2	2	コーディネ ーター(事 務局)の設 置	・準備委員 会ではなく、 説明会を 実施し、ス ポーツ関係 者に周知す る可能性も 視野に 進めている。 ・部活動数 68は文化 部を含む。 男女とも に設置して いる部は1 としてカ ウント。

県内29市町における運動部活動の地域移行の進捗状況(令和4年10月現在)

	市町名	協議会等の設置	① 構成メンバー	③ モデル事業の実施	④ 令和4年度 (現状)	⑤ 令和5年度 (予定)	⑥ 受け皿	⑦ 指導者	中学校 校数	部活動 数	R5移行予定		⑧ 課題	備考
											中学校 校数	部活動 数		
24	名張市	【準備委員会】 ①部活動の地域に係るあり方検討委員会事務局会議設置済 ②部活動の地域に係るあり方検討委員会 今秋設置予定	①・事務局 ②・事務局 ・地域総合型スポーツクラブ代表 ・文化組織代表 ・校長会代表 ・教職員代表 ・保護者代表	国の事業を活用して実施(文化部)	・桔梗が丘中学校をモデル校として、パソコン部と茶道部で事業を展開。	・未定 ・国事業はR4迄のため、部活動指導員の活用へ移行の検討。	・総合型 ・競技団体		5	55			・受け皿の確保 ・移動手段	・桔梗が丘中学校のパソコン部と茶道部でモデル事業の取組を令和5年度にどのように移行していくかを検討。
25	尾鷲市	【準備委員会】 部活動指導員検討組織 令和3年1月に設置	・事務局 ・学校長 ・令和5年度はPTAも検討		・受け皿の要請、確認。 ・部活動指導員を地域移行に繋げることを検討。	・受け皿の要請、確認。 ・活動指導員を地域移行に繋げることを検討。	・スポ少	・スポ少の指導者	2	17			受け皿の確保、指導者の確保	
26	紀北町	【準備委員会】 9月設置済 【協議会】 令和5年度設置予定	・校長会代表・中体連代表・体育協会代表・スポーツ少年団代表・文化協会代表・町教委		・協議会の準備 ・残すべきクラブの方向性、絞り込み	・各団体を回り、部活動指導員を地域移行につなげることを検討。	・協会等	部活動指導員	4	13	2	3	受け皿の確保、指導者の確保	
27	熊野市	【準備委員会】 準備会 8月に設置済	・校長 ・教諭代表 ・事務局		・中学校の管理職、教員に対し、部活動を地域に移行した際の課題調査。 ・今後、教員への意思確認を検討		・総合型 ・スポ少	教員 部活動指導員	5	19			生徒引率に係る費用負担	
28	御浜町	【準備委員会】 未設置 令和4年度内に設置予定	・学校代表 ・総合型代表 ・スポーツ協会代表 ・スポ少代表 ・スポーツ推進委員など		・協議会設置の準備		・総合型 ・スポ少 ・スポーツ協会	スポ少の指導者	3	17			受け皿の確保	
29	紀宝町	【準備委員会】 未設置 10月に設置予定	・校長 ・体育協会代表 ・スポ少代表		検討会議を設置。		・スポ少 ・体育協会 ・総合型	・スポ少の指導者 ・体育協会関係者 ・総合型スポーツクラブ関係者	2	15			・費用負担 ・指導者の確保 ・受け皿の確保	
	計								149	1,321	55	140		

令和4年9月実施

「部活動の地域移行」に係るアンケート【伊勢市公立中学校教職員対象】

「部活動の地域移行」に係るアンケート 【伊勢市公立中学校教職員対象】

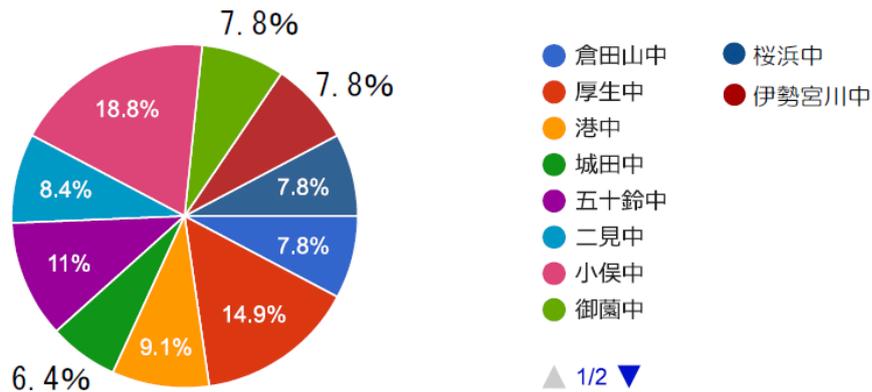
154 件の回答

[分析を公開](#)

質問 1：現在勤務されている学校名を選択してください。

 コピー

154 件の回答

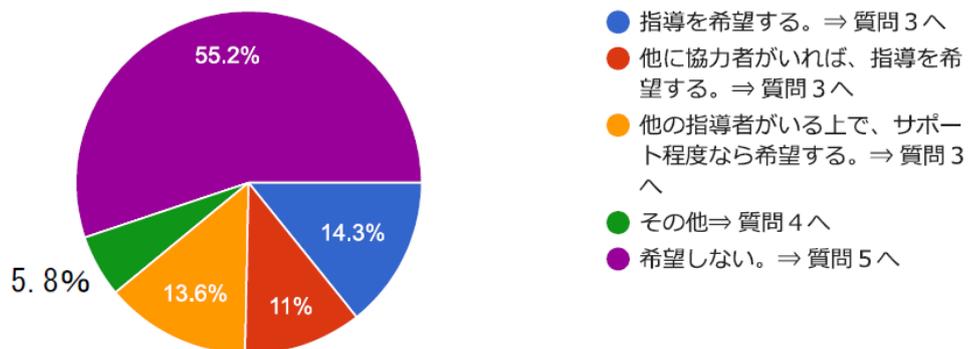


▲ 1/2 ▼

質問 2：あなたは、休日の部活動の地域移行後も、指導等の協力を希望しますか。

 コピー

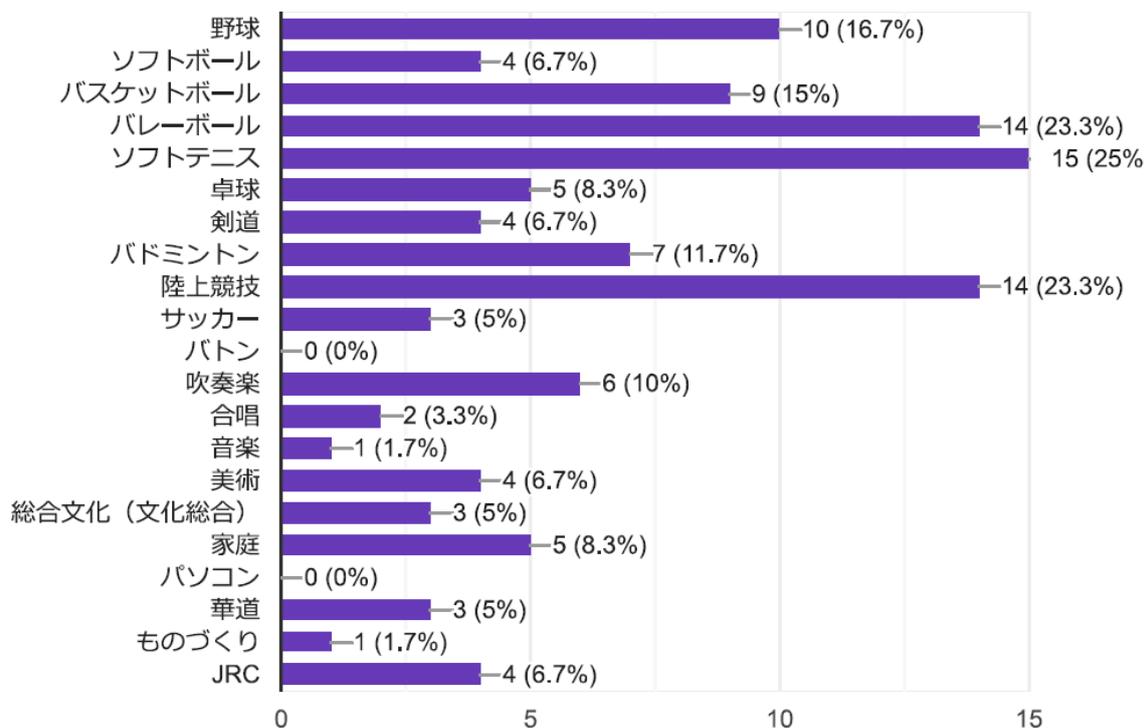
154 件の回答



質問3：質問2で「1」「2」「3」を選択した方はお答えください。指導等の協力を希望する部活動名を選択してください。

※現在、市内中学校にて活動中の下記部活動からお選びください。

60件の回答



「部活動の地域移行」に係るアンケートにおける主な質問と回答

		質 問	回 答
(A) 地域移行について	1	部活動の地域移行については、以前から話題になっていましたが、なぜ令和8年度からなのか。	令和4年6月6日に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」よりスポーツ庁長官宛てに提言が手交されました。提言の内容には、改革の方向性として、「まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする」とされており、休日の部活動の段階的な地域移行について、令和5年度から3年間を運動部活動の改革集中期間として位置づけることが示されています。また文化部活動についても、文化庁の有識者会議「文化部活動の地域移行に関する検討会議」が令和4年8月9日にまとめた提言にて、同様の内容が示されています。これらを受け、伊勢市としましても、市内公立中学校における「休日の部活動の地域移行」を段階的に進め、令和8年度を目途に地域移行の完了を目指します。
	2	令和8年度までに休日の部活動の地域移行は完了するのですか。	地域における活動の受け皿となる団体確保の状況により、完了できない場合もあります。受け皿となる団体等が確保できない場合は、当面、拠点校方式による合同部活動の実施等により、教員の負担を軽減しつつ、生徒の活動機会を確保することも考えられます。
	3	なぜ休日だけで、平日部活動の地域移行はしないのですか。	地域移行についての「提言」において、「まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする」とされており、平日の部活動の地域移行については、休日の地域移行の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進する流れになります。
	4	段階的な地域移行とありますが、その「段階」はいつ示されますか。	伊勢市においては有識者を含めた「検討委員会」を来年度設置する予定です。（現在は「準備委員会」として、その下準備を進めています） 検討委員会後、令和8年度に向けて、中学校への説明、教員対象の意向調査、生徒保護者に向けた休日活動の周知や団体の紹介等を予定しています。 検討委員会設置後に段階的な地域移行の具体的なイメージをお示しする予定です。
	5	いつから休日の部活動指導はしなくてもよいのですか。	今後の伊勢市の休日の活動の受け皿確保や、各校の部活動のあり方の状況など、進捗状況等を検証し、休日の部活動指導についての方向性が固まってくると思います。

(A) 地域移行について	6	地域移行後の指導者は、結局教員が行うのですか。	希望する教員だけになります。 地域移行後の活動の受け皿として、地域の活動団体（例えば、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム等）に加え、希望する教員が指導者として所属する活動団体も想定しています。
	7	平日と休日で指導者が異なることで、指導が難しくなりませんか。	それぞれの活動の目的や指導者の意向により、指導方針や指導は異なることもあると思います。指導者同士で交流を図るなど連携を取ることも重要となりますが、それが業務負担にならないように、今後の検討課題だと考えます。
	8	地域移行によって、生徒が加入できる活動の幅が狭まったり、指導の質が低下したりはしないでしょうか。	受け皿となる団体（指導者）の質・量の確保は部活動の地域移行の課題の1つとなっています。現段階としては、受入れ団体の確保に向けて、各団体との情報共有や教員向けのアンケートなどを進めています。
	9	全ての部活動が一斉に地域移行となるのでしょうか。	受け皿となる活動団体の確保や各中学校における部活動のあり方の状況により、一斉に移行することは難しいと思われます。そのため、それらを確認しながら、可能な部活動、可能な学校から、段階的な移行になると考えられます。
	10	活動によっては、指導者が見つかりにくいことはないでしょうか。	今後、連盟・協会とも連携しながら、受け皿確保に向けて取り組んでいきます。
	11	吹奏楽を学校以外の場所で行う場合、楽器をどのように運搬すればよいでしょうか。	吹奏楽以外の活動においても、現在は部活動として学校備品を使用しているため、活動場所や備品、また運搬方法については、今後の検討課題になります。
	12	部活動には、技術的な指導だけでなく、教育的な指導も含まれていますが、地域移行後のそのあたりについては大丈夫でしょうか。	生徒の指導に当たる指導者については、指導者資格の取得や研修の実施を促進する必要があると考えられています。

(B) 大会等について	1	中体連との連携はどうなっていますか。	(公財)全国中学校体育連盟より、「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について」が示され、令和5年度から中体連に登録することで、地域のスポーツ団体等も大会に参加することが可能となりました。また三重県の中体連より今後方針が示される予定です。
	2	大会等の引率はどうなりますか。	中体連主催の大会と協会・連盟等主催の大会とでは異なるかもしれませんが、大会が休日に開催される場合は、生徒が所属する休日の活動団体の指導者が引率することになると考えられます。
	3	大会運営に係る教員の負担は減りますか。	部活動の地域移行に伴い、大会の参加団体等も学校以外の団体に切り替わっていきます。大会に参加する条件として、運営の参画を求められる場合は、大会に参加する団体等が行うことになると考えられます。結果、地域移行が進めば、必然的に教員の負担は減ると考えられます。
	4	平日は学校、休日は地域団体に所属する生徒は、大会にはどちらの所属で参加するのですか。	生徒自身が決めることになります。
(C) 生徒について	1	平日の指導者と休日の指導者が違うと、生徒は混乱しないでしょうか。	それぞれの活動の目的や指導者の意向により、指導方針や指導は異なることもあると思います。指導者同士で交流を図るなど連携を取ることで、生徒の混乱を防ぐことは重要だと考えます。
	2	生徒は、休日の活動に参加しない選択肢はあるのでしょうか。	生徒が休日活動のどの団体にも所属しないことも可能です。。
	3	生徒間のトラブルがあった場合の指導はどのように行いますか。	現在も民間のクラブチーム等においては、複数校の生徒が在籍しており、その中でトラブル等については、基本的にチーム内で対応いただいていると思います。しかし、今後地域移行が本格化する中で、受入れ団体と行政や学校との情報共有やトラブル等の責任の所在について、明確化する必要があると考えます。(提言P.17記載)
	4	家庭の経済力によって、活動への参加が制限されてしまわないでしょうか。	経済的に困窮する世帯の生徒が活動に参加できなくなならないよう、国、県、市町による参加費用負担への支援が計画されています。
(D) 地域移行後の活動について	1	土日の練習回数や1日の練習時間が増え、生徒の負担が大きくなっていないでしょうか。	地域移行後も部活動ガイドラインの遵守を強く要請していくことにより、活動時間の適正化等を図る必要があります。また休日と平日における休養日の設定など、学校と各団体とで連携を図ることや、生徒自身が休養日を設定できる環境の整備を進めていく必要があります。
	2	地域移行することで、勝利至上主義に拍車はかからないでしょうか。	部活動の地域移行の目的として、生徒の多様な志向(競技志向やレクリエーション志向など)に合った活動を通して、スポーツや文化活動に親しむことができる機会を確保することが挙げられます。生徒の指導に当たる指導者については、これらの目的を周知するとともに、指導者資格の取得や研修の実施を促進する必要があると考えられています。

	3	活動場所として、学校は利用できますか。	学校体育施設利用として、各施設の管理者へ申請していただき、利用の可否を確認することになると思います。
	4	施設利用の減免措置や補助金がありますか。	国のガイドラインを受けて、今後検討されていく事項となります。
(E) 休日活動にて協力(指導)を行う場合について	1	休日の活動は自分の専門の活動を選ぶことができますか。	活動に協力・参加すること自体が任意となりますので、ご自身で活動を選ぶことになります。
	2	給与や引率旅費は誰が負担しますか。	休日の活動の活動費については、部活動ではありませんので、受益者負担として参加する生徒(家庭)が負担することになります。それを元に、指導者への給与、引率旅費を賄うことになります。
	3	教員が協力する場合は、特勤手当が引き続き支給されるのですか。	移行期間中の、例えば、拠点校方式による合同部活動であれば、「部活動」としての位置づけのため、特勤手当での支給対象になると考えられます。しかし、地域の活動団体については、部活動ではなく、参加する教員も兼職兼業という立場ですので、特勤手当では支給されません。その代わりに保護者から徴収した費用から、給与や旅費を受け取るようになります。
	4	教員が休日の活動団体から給与を受けてもよいのですか。	「兼職兼業」の手続きが必要になります。部活動の地域移行に向けて、その体制整備も進められています。
	5	外部指導者として教員が登録することで、「時間外勤務」の削減をするのであれば、実態は何も変わらないのではないのですか。	地域移行後の教員の活動への参加(指導)は、兼職兼業として希望する教員のみが行うことになります。教員としての勤務ではありません。
	6	保険や補償についてはどうなりますか。	部活動ではないため、参加する団体にて、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に、自身や活動する生徒が加入する必要があります。
	7	現在の在籍校で指導している部活動を、休日も指導できるように、自分が指導者となり、活動団体を立ち上げることは可能ですか。	団体設立に向けた諸々の手続きや準備(兼職兼業や生徒受入れに係る手続き、給与・補償・保険の整備等)を行っていただければ可能と考えます。しかし、人事異動に伴い、在籍校が変わった場合のその後の活動のことを含め、自身の居住地域での設立と比較してみる必要もあると思います。
	8	指導は続けたいですが、自身で全て請け負うことはかなりの負担になると思います。サポート体制はどのようになっていますか。	現在、活動の受け皿となりうる団体の候補として、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、各種競技団体等を想定しています。そのような団体と連携するののも一つの方法だと考えます。

令和4年度伊勢市部活動設置

【運動部】

	陸上	バレーボール	ソフトテニス	野球	バスケット	卓球	サッカー	バドミントン	剣道	ソフトボール	バトン
倉田山	○	○	○	○	○	○	○	○			
厚生	○	○	○	○	○	○			○	○	
港	○	○	○	○	○	○	○	○			
城田	○	○	○		○						
五十鈴	○	○	○	○	○		○				
二見	○	○	○	○		○	○	○			
小俣	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
御菌	○	×	○	○	○	○					
伊勢宮川	○	○	○	○	○		○	○			
桜浜	○	○	○	○		○					
合計	10	9	10	9	7	7	6	5	2	2	1

【文化部】

	美術	吹奏楽	合唱	総合文化	家庭	パソコン	華道	音楽	ものづくり	JRC
倉田山		○		○文化総合						
厚生	○		○		○					
港									○	
城田	○		○					○		
五十鈴			○	○総合文化						
二見	○	○								
小俣	○	○				○	○			
御菌										
伊勢宮川	○	○								
桜浜		○								○
合計	5	5	3	2	1	1	1	1	1	1